

TAHARA 商工会だより

2018-1

No. 189

発行：田原市商工会 〒441-3421 田原市田原町倉田10番地2 TEL.22-6666(代) FAX.23-0419
URL <https://www.tahara.or.jp/> メールアドレス：tahara@tahara.or.jp

新年明けましておめでとろございます
本年もどろぞよろしくお願ひ申し上げます



渥美半島菜の花まつりが始まります。

期間中、渥美半島の特産品や菜の花関連の商品や飲食ブースの出店をはじめ、菜の花狩りを楽しむことができます。

開催期間：平成30年1月13日(土)～ 3月31日(土)



1月号 紙面紹介

- ・河合会長あいさつ P.1
- ・田原市山下乡市長あいさつ P.1
- ・理事会の報告 P.1
- ・新規加入会員の紹介 P.1
- ・商工会役員・総代改選のお知らせ P.2
- ・「ベジフル田原」認定品の募集を開始します .. P.2
- ・工業部会コーナー P.2
- ・女性部コーナー P.3
- ・支部活動報告 P.4
- ・確定申告書の早期提出について P.4
- ・決算・確定申告個別指導会のご案内 P.4
- ・平成29年分の確定申告から
医療費控除が変わります P.5
- ・小規模事業者持続化補助金公募のお知らせ P.5
- ・愛知県の特定（産業別）最低賃金改正の
お知らせ P.6
- ・育児・介護休業法が改正されました P.6
- ・育児休業給付金の支給期間が
延長されました P.7
- ・今後の行事予定 P.7

新年のご挨拶

田原市商工会長 河合利則



新年明けましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、平成30年の新春を健やかに迎えの事とお喜び申し上げます。

さて、田原市商工会は昨年3月に国から小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けることが出来ました。このことにより従来の経営改善普及事業に加え、経営の軸となる事業計画の策定支援や地域経済動向調査、収益性を高める販路拡大策などに取り組んでまいりました。本年も引き続き事業者の発展のため、一層の事業者支援に邁進して参ります。

現在、東三河地域は人口減少局面に入っており、若い世代の流出問題、事業所数の減少問題を抱えています。このため当商工会としては、若者が田原市内で開業しやすいように創業支援を行います。又、後継者不足への対応としては、セミナーの開催や補助金制度等の活用を支援し、事業承継に繋がりたいと考えております。

本年は3月に田原市内の観光拠点である道の駅「田原めっくんはうす」が新たに加工施設を設けてリニューアルオープンし、5月には田原駅前工場跡地に商業施設がオープンする予定です。

このように平成30年は地域経済飛躍の年となりますように、各関係団体と着実な歩みをさらに進めて参りますので皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方にとりまして実りある年になりますよう心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

田原市長 山下政良



新年明けましておめでとうございます。田原市商工会員の皆様には、輝かしい新春を健やかに迎えの事と心からお喜び申し上げます。平素は、商工業の振興と発展のために多大なご尽力をいただくとともに、市政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の景気は、緩やかな回復基調が続いておりますが、人手不足の深刻化に加え、海外経済の不確実性や為替変動の影響も懸念され、中小企業の経営は依然として厳しい環境にあります。

このような状況の中、本市といたしましては地域経済の活性化のため、創業支援計画に基づき、田原市商工会をはじめとした、創業支援ネットワークの方々と連携し、起業・創業を目指す方の掘り起こしやサポートに取り組んでおります。

また、平成29年度より田原市中小企業者総合支援事業補助金を創設し、創業支援の強化をするほか、実践型雇用創造事業において6次産業化・農商工連携の推進、観光プログラムの造成等を行い雇用を創出し、地域経済の活性化を推進してまいります。

さらに、借入れ資金に対する利子補給率の引き上げを継続し、事業者の皆様の経営の安定化を図るとともに、地域資源の活用や田原市の知名度向上を目的に渥美半島たはらブランド認定事業や販路拡大事業、ふるさと納税返礼品の充実なども実施しております。

今後も、商工会をはじめ、産・学・官の連携により事業者の皆様のチャレンジを積極的に支援する体制を構築し、持続性の高い地域づくりに取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、田原市商工会の一層のご発展と会員の皆様の皆様のご多幸とご繁栄を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

理事会の報告

第5回理事会

- 開催日時 平成29年12月12日（火）午後4時
- 開催場所 田原市商工会館2階研修室
- 議 題
 - 1. 新規会員加入承認について
 - 2. 「華山の郷土ふれあいまつり」の反省及び商品券進呈について
- 報告事項
 - 1. 新春懇談会について
 - 2. 「ベジフル田原」ブランド認定について
 - 3. 地域商品券に関わる東海財務局の検査結果について

新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区	業種
㈱ ナインポイント (店名 どリーむはうす)	松本篤俊	衣笠・南部地区	サービス業
タヤけ横丁三丁目	勘解由好弘	萱町地区	飲食業
トヨタ紡織㈱豊橋工場	村松一彦	特別会員	製造業
flamme bleue (フラムブルー)	石野貴之	萱町地区	飲食業
㈱ キョウエイ	柴田清	新町本町地区	サービス業

商工会役員・総代改選のお知らせ

商工会役員・総代の任期満了に伴う改選があります

【総代の改選】 ・現総代の任期満了日は、平成30年3月31日です。

- ① 2月に地区理事を通じて改選方法と選挙録の説明を行います。
 - ② 3月中旬までに各班ごとに相談して次期総代を決めて総代名簿に署名・捺印して頂きます。
 - ③ 3月中旬に地区理事が総代選挙録及び総代名簿を商工会事務局へ提出します。
- ※ 次期総代の任期は、平成30年4月1日～平成33年3月31日です。

【役員改選】 ・現役員任期満了日は、平成30年5月15日です。

- ① 3月下旬までに地区代表総代は、地区新総代を招集して地区理事候補者を選任します。
 - ② 3月下旬までに地区理事以外の役員候補者を役員候補者推薦委員会、各部会、各会にて選任します。
 - ③ 5月15日開催予定の通常総代会で役員を決定します。
- ※ 次期役員任期は、平成30年5月16日～平成33年5月15日です。

「ベジフル田原」認定品の募集を開始します

田原市商工会・渥美商工会では田原市内で生産された野菜を活用して加工・製造した商品を「ベジフル田原」として認定します。

認定品は、カタログやホームページでの広報宣伝をはじめ、各種展示会での販路開拓や県内イベントでの販売など、売上拡大に向けた各種支援を受けられます。

田原らしい野菜を加工した商品を広く募集しますので、是非、ご応募ください。



1. 募集期間 平成30年1月22日（月）～平成30年2月28日（水）
2. 認定制度（抜粋）

●事業目的

田原市内で生産された野菜を活用して加工・製造された商品を「ベジフル田原」として認定し、地域産業の活性化を図るとともに、田原市の知名度とイメージを高めることを目的とする。

●認定資格

田原市商工会・渥美商工会の会員事業所及び市内の小規模事業者とする。

●認定対象

田原市内で生産された野菜を主な材料として活用して、田原市内で商品を開発し、田原市内外で加工・製造された商品であること。ただし、飲食店等において提供される料理は対象外とします。

●認定基準等

① 原 料	市内で生産された野菜を主な素材として活用していること。
② 開 発 商 品	開発が田原市内で行われていること。
③ 加 工 ・ 製 造	商品の加工・製造が田原市内もしくは国内で行われていること。
④ 商 品 力	商品に独自性があり、味わいと品質が高いこと。
⑤ 物 語 力	商品等に田原市の自然・歴史・伝統・文化などの物語性があること。
⑥ 品 質 管 理	業界の製造基準、品質基準、表示義務等を満たしていること。
⑦ 法 令 遵 守	関係する法令を遵守して、事業が行われていること。

■認定方法

ベジフル田原委員会が認定基準による審査を行い、認定の可否について決定します。

◆お問い合わせ先：田原市商工会 ☎22-6666／ホームページ <https://www.tahara.or.jp/>

工業部会コーナー

■工業部会視察研修会

日 時 平成29年11月29日（水）
視 察 先 名古屋城下「堀川の歴史探訪」
大正建築「揚輝荘」見学
参 加 者 12名



今回の視察は名古屋の城下「堀川文化の歴史探訪」をテーマに、「堀川文化を伝える会」会長の伊藤公夫氏のガイドで、名古屋城開城と同時に開発された堀川西側の商人町「四間道（しけみち）」の名前の由来や商家であった伊藤家の歴史のほか屋根神様や子守地蔵尊など特徴ある大変興味深い町並みについて丁寧に説明していただきました。

昼食は380年前の土蔵をリノベーションしたレストランで一流シェフによる本格フレンチを堪能しました。又、覚王山日泰寺に隣接する約1万坪の森を拓いて築かれた「揚輝荘」では、松坂屋の前身である「株式会社いとう呉服店」の初代会長・伊藤次郎左衛門祐民の別荘として建造された数々の大正建築の素晴らしさと共に松坂屋の歴史についても触れることができました。

女性部コーナー

■女性部員懇親会開催の報告

日 時：平成29年12月7日(木) 午後6時30分～
場 所：若草

毎年恒例の部員懇親会が地元金融機関の方々を迎え田原町の若草にて開催されました。おいしい食事をいただきながらのおしゃべりと余興のゲームで楽しい懇親会となりました。



支部活動報告

各支部で恵比寿講が開催されました。商売の神様とされるえびす様を祀り、商売繁盛とご健勝を祈願しての拝礼をし、その後懇親会に移りました。



東支部恵比寿講
11月20日(月)
和味旬彩よしの



北支部恵比寿講
11月17日(金)
浦区ふれあいセンター



中支部恵比寿講
11月24日(木)
大谷屋食堂



西支部恵比寿講
11月17日(金)
かにや



南支部恵比寿講
11月21日(火)
まるわか

確定申告書の早期提出について

決算・申告時期が近づいてまいりました。確定申告の早期提出に向け、記帳等の資料は早めに整理しましょう。また、商工会において記帳機械化を行っている会員の皆様には、記帳決算関係書類を早急に提出いただきますようお願いいたします。

※ 確定申告期間は、平成30年2月16日(金)から3月15日(木)迄です。

決算・確定申告個別指導会のご案内

本年度も所得税決算・確定申告、消費税申告の指導会を下記のとおり開催致します。

日 程	①平成30年2月16日(金) ④平成30年2月22日(木) ②平成30年2月19日(月) ⑤平成30年2月26日(月) ③平成30年2月20日(火) ⑥平成30年2月27日(火)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	田原市商工会館 小会議室
講 師	東海税理士会豊橋支部 派遣税理士
内 容	・所得税 決算・申告書の作成を指導 ・消費税 申告書の作成を指導
指 導 料	無 料

マイナンバーが必要です!

確定申告書等の提出の際には「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要になります。

※先着申込順に指導日時を調整させていただきます。また、定員数や対象規模の関係上お断りする場合がありますので、ご了承下さい。

※時間が限られているため、各自で出来るところは進めてきて下さいますようお願い致します。

予約制となりますので希望される方は、商工会事務局(☎22-6666)までご連絡下さい。

※東海税理士会豊橋支部 派遣税理士 他が対応する個別指導会です。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

医療費控除は 領収書が**提出不要**となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	
2/18 ■■■病院 診療 6,000円 ①	
5/28 ■■■病院 診療 3,400円 ①	
▲▲薬局 医薬品 700円 ②	
国税花子さんが受けた医療	
9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③	
医薬品 1,100円	



医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知が交付された医療費の額	医療費通知が交付された医療費の区分	医療費通知が交付された医療費の種別
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■■病院	① 診療・治療 ② 医薬品 ③ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	① 診療・治療 ② 医薬品 ③ その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	① 診療・治療 ② 医薬品 ③ その他の医療費	4,400円

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■■病院	① 診療・治療 ② 医薬品 ③ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	① 診療・治療 ② 医薬品 ③ その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	① 診療・治療 ② 医薬品 ③ その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー www.keisan.nta.go.jp



小規模事業者持続化補助金公募のお知らせ

小規模事業者持続化補助金の公募がまもなく開始される予定です。
 詳しい情報が入り次第改めて案内いたしますが、申請予定の方は事前に準備して頂きますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

愛知県の特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

平成29年10月1日に改正された「愛知県最低賃金 時間額871円」と併せ、愛知県内の特定の産業に適用される6業種の特定（産業別）最低賃金について、平成29年12月16日から改正された金額が発効されました。

特定（産業別）最低賃金 【時間額】		効力発生日：平成29年12月16日	
鉄鋼業	941円	電気機械器具製造業	883円
はん用機械器具製造業	911円	輸送用機械器具製造業	919円
精密機械器具製造業	875円	自動車（新車）小売業	904円

【お問い合わせ先】 愛知労働局労働基準部賃金課 ☎(052)972-0257

育児・介護休業法が改正されました（施行期日：平成29年10月1日）

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぎ、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めるため、育児・介護休業法が改正されました。

改正内容①：最長2歳まで育児休業の延長が可能に

育児休業



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されました。



改正内容③：育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。

＜育児目的休暇の例＞

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



【問合せ先】 愛知県労働局雇用環境・均等部指導課 ☎052-219-5509

育児休業給付金の支給期間が延長されました

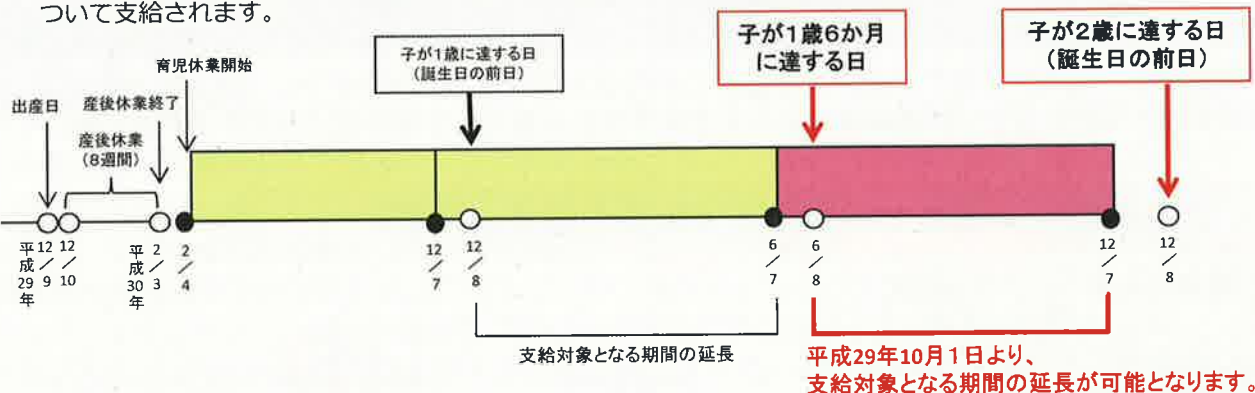
育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請を行う事業主の方へ
平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されました

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日までの期間、育児休業給付金（支給率50%）の支給対象となります。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（＝子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります）。

例) 支給対象となる期間の延長を2回払い、子が2歳に達する日以前まで育児休業を行った場合

(注) 育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



【お問い合わせ先】 ハローワーク豊橋 ☎(0532)52-7191

今後の行事予定

日 程	行 事 名	時 間	場 所
1月18日(木)	新春懇談会 (田原市商工会・東三河法人会田原支部・田原青色申告会)	18:00-20:00	華山会館
1月23日(火)	女性部講習会「整理収納セミナー」	14:00-16:00	田原市商工会館
2月5日(月)	金融相談日	13:00-16:00	田原市商工会館
2月7日(水)	青年部研修会「組織におけるリーダーの役割」	19:00-20:00	田原市商工会館
2月16日(金)、19日(月)、20日(火)、22日(木)、26日(月)、27日(火)	決算・確定申告個別指導会	9:00-17:00	田原市商工会館
2月14日(水)	商工会理事会	15:00-	田原市商工会館
3月20日(火)	商工会臨時総代会	15:30-	田原中部市民館
5月15日(火)	商工会通常総代会	15:30-16:00	田原中部市民館

【11月号のお詫びと訂正】

TAHARA 商工会だより2017年11月号の記事内容に訂正があります。

1 ページ：平成29年度 優良従業員表彰被表彰者のご紹介 (☎ 田原市長報奨賞 ☑ 田原市長褒賞)

3 ページ：「ベジフル田原」ブランド認定

(☎ 認定期間：平成29年10月1日～平成32年3月31日 ☑ 認定期間：平成29年10月1日～平成33年3月31日)

関係者様及び会員の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びし、ここに訂正いたします。

この広報誌は、再生紙を使用しています